

## 「新たな公」関係資料

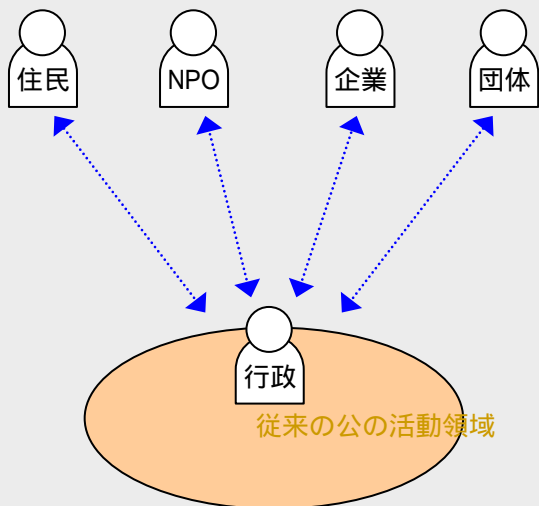
- ・「新たな公」の考え方を基軸とする地域づくりのシステム…………… 2
- ・「新たな公」をめぐる動きの事例…………… 3
- ・地域活動やボランティア活動への参加意識の醸成…………… 4
- ・学校や企業における参加意識の啓発事例…………… 5
- ・指定管理者制度の導入状況…………… 6
- ・仕事と地域活動の関係…………… 7
- ・地縁型コミュニティへの緩やかな参加…………… 8
- ・ボランティア活動への企業支援…………… 9
- ・地域経営システムの基盤形成とICT利用環境の整備…………… 10
- ・住民による資金面での支援制度（市川市1%支援制度）…………… 11
- ・中間支援組織のイメージ…………… 12
- ・中間支援組織の活動例（世田谷まちづくりセンター（東京都世田谷区））…………… 13

# 「新たな公」の考え方を基軸とする地域づくりのシステム

従来、地域において主として行政が担ってきた社会的サービスについて、行政だけでなく、多様な民間主体を地域づくりの担い手としてとらえ、これら多様な民間主体と行政の協働によって、従来の公の領域に加え、公と私の間中間的な領域にその活動を拡げることできめ細かなサービスを提供する、という「新たな公」の概念を基軸とした地域経営や地域課題解決のシステムへ転換する。

## <これまで>

従来の公の領域で、行政機関が、多様な主体の意見を聞き、各方面の調整を行い、最終的に行政機関が実行する。



## <これから> 「新たな公」の概念

多様な主体が、それぞれ、啓発し合い、議論し合い、調整を図るなど協働しながら、自ら実行していく。活動の対象領域としても、従来の公の領域から拡充する。

行政機関は、市民の自由闊達な活動を促し、また、競わせながら、必要に応じて個々の主体を支援する役割も担う。

### 「新たな公」をめぐる動き

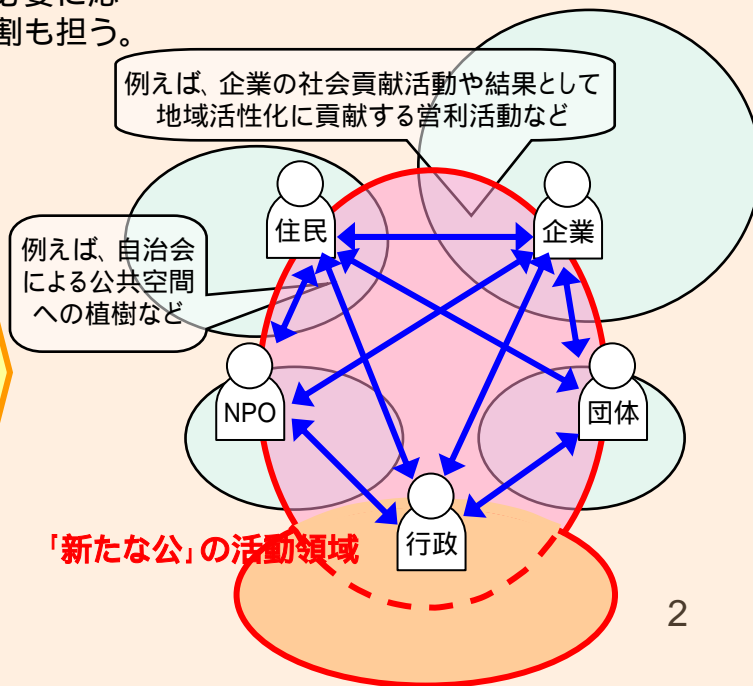
従来の公の領域で行政が担ってきた活動を民間主体が主体的に担うもの(例:自治会や企業が行う道路清掃等の管理)

行政も民間主体も担ってこなかった中間的な領域を新たに担う活動(公共交通のない地域でNPO法人等が運営する福祉バス・タクシー)

従来の私の領域で民間主体が担う活動であるが、同時に公共的価値を含むもの(空き店舗を活用した中心市街地の活性化)

### 「新たな公」の多面的意義

- ・社会貢献を通じた参加者の自己実現
- ・地域への誇りと愛着の醸成
- ・生活の質の向上
- ・暮らしの安全・安心の確保や国土の保全
- ・地域経済の活性化
- ・再挑戦を目指す人々への機会の提供
- ・行財政への負担軽減効果



# 「新たな公」をめぐる動きの事例

## 従来の公の領域で民間が主体的に担う活動

### アダプト制度(各地)



道路補修をするアダプト参加団体(磐田市)

#### 【概要】

住民・団体・企業が「里親」となり、公共空間(道路・河川・公園等)の一部をいわば「養子(アダプト)」とみなし、自主的に清掃・草刈等の美化活動を行い、行政がこれを支援する制度。

2006年3月時点で260を超える自治体が導入。参加している団体は「美化への関心向上」に留まらず「地域への愛着が深まる」「地域の連帯感が高まる」などまちづくりに関わる多面的効果を感じている。

静岡県磐田市は道路の簡易補修を含めたアダプト制度を導入。参加した市民からは、自分たちで簡単に解決できてよかったとの声が寄せられている。

## 公と私の間間的な領域を新たに担う活動

### 中川村地域生活交通バス(長野県中川村)

過疎地輸送



巡回バス



福祉輸送

#### 【概要】

直営、補助、委託等により運行されていた村内のバス路線を効率的に再編。基幹路線としての村営巡回バス(NPO法人へ運転を委託)に加え、村営巡回バスでカバーできない地域・時間帯を運行する過疎地輸送を実施。過疎地輸送は、地元NPO法人が規制緩和により可能となった「自家用車による有償運送サービス」を導入し運行。これにより、交通空白地帯を解消し、村民の移動手段の確保に貢献。このほか、社会福祉協議会へ運転を委託する福祉輸送も実施。

相乗効果等から、再編前と比べ、巡回バスの利用者1.8倍となった。

## 従来の私の領域で公共的価値を含む活動

### おびさんロード商店街(高知市)

託児所 MaFa(マーファ)



おびさんロード商店街

#### 【概要】

南欧風のオープンモール商店街化、市民参加型イベントや環境美化キャンペーンの実施など商店街の活性化を積極的に推進。

近年は空き店舗を活用した子ども一時預かり施設「MaFa(マーファ)」を開設。加盟店のスタンプサービスを活用した料金割引、県内で知名度の高い託児派遣業者への運営委託などを行い、近隣市町村の購買客や県外の観光客にも利用されている。リピート率も70~80%と高い水準。

今後は商店街従業者向けの託児サービスや子育て支援センターとしての役割を担うことも視野に入れている。

# 地域活動やボランティア活動への参加意識の醸成

地域活動やボランティア活動への参加意識の啓発や体験機会の提供の場として、学校教育や企業研修の場が期待されている。

## 【市民参加を促す理解と信頼のために必要なこと】

コミュニティ再興に貢献する市民活動の発展に向けて

### 1. 市民参加を促す理解と信頼のために

市民活動の体験による楽しさや充実感の実感

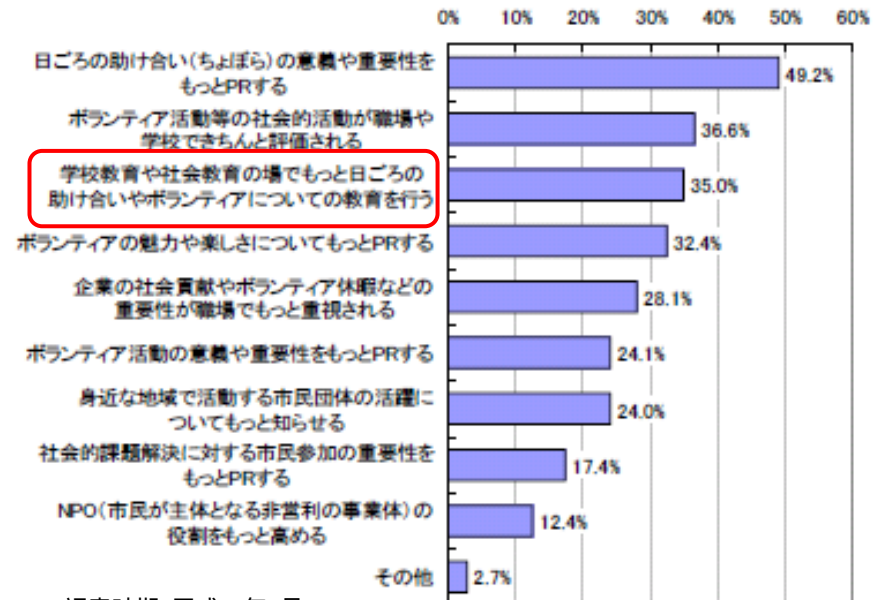
市民活動への参加を促していくためには、まずは人々が市民活動を体験しその楽しさや充実感を実感する中で、その地域に果たす役割の重要性について認識する機会を提供することが重要である。

そのため、学校教育を通じて地域における相互扶助や寄附に対する意識を向上させたり、企業が社員の自発的な参加を促すことが求められる。(以下略)

(出典)国民生活審議会総合企画部会「コミュニティ再興と市民活動の展開」(平成17年7月)から抜粋

## 【ボランティア活動に対する社会的関心を高めるために必要なこと】

ボランティア活動に対する社会的関心を高めるためには、職場や学校における教育を行うとともに、活動への正当な評価が必要と考えられている。



調査時期:平成16年2月

調査方法:インターネット調査

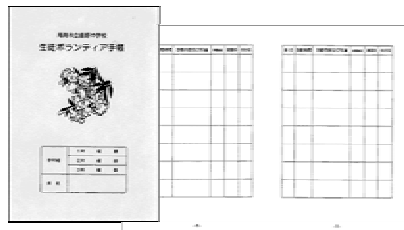
調査対象:全国に居住する17歳以上70歳未満の男女2,000人

有効回収数:2,000件(回収率100%)

(出典)三井情報開発株式会社総合研究所「平成15年度文部科学省委託調査 奉仕活動・体験活動の推進方策に関する調査研究 ボランティア活動を推進する社会的機運醸成に関する調査研究報告書」 4

# 学校や企業における参加意識の啓発事例

## 【生徒ボランティア手帳 (山口県周南市立鹿野中学校)】 ～地域活動へ参加しやすい雰囲気づくりに貢献



### 【制度概要】

ボランティア手帳を活用して参加環境を整える制度。

(1)地域からのボランティア依頼を校内にある掲示板を通じて周知し、(2)生徒は自分ができそうな活動を選び、保護者に参加確認を得、(3)手帳持参でボランティア活動へ参加し、ボランティア主催団体から参加印をもらい、(4)参加したことを学級担任へ報告することで、生徒・保護者・ボランティア主催団体・学校の連携を図っている。

手帳は、善行者表彰の推薦や高校受験調書の作成の資料としても活用されている。

### 【目的】

従来より地域のボランティア活動に積極的に参加してきたが、全校体制で取り組むボランティア活動以外は、参加する生徒も限られていた。また中学校も地域もお互いに遠慮があり、気軽に地域でボランティア活動を行うという雰囲気にはなかった。自然に地域活動へ参加できる雰囲気づくりを目的として手帳を導入した。

(出典) さわやか福祉財団「平成15年度文部科学省委託調査 ボランティアパスポートに類似するボランティア活動活性化ツール実態調査報告書 ボランティアパスポート等ボランティア活動を奨励・支援するツールの活用方策について ～誰もが気軽に参加できるボランティア活動を広めるために～」より国土交通省国土計画局作成

## 【企業社員のボランティア意識を 高めるための方策事例】

### トップの理解と情報発信(アメリカンファミリー)

企業活動の一環として上層部がそれを伝え、ともに参加する姿を見せることが重要。企業の社会貢献活動に関するイベントへの参加を最優先に考えている。

### 社員の動機づけを意識した戦略的な展開(NEC)

“おみやげ” “有名な講師招待”などの誘い水で現場に引き出す。現場では参加者が楽しめる演出に注力する。

### 象徴的な大事業と地域活動の組み合わせ

#### (コマツユニオン)

海外ボランティア派遣など大規模な企画を提案することできっかけを作る。

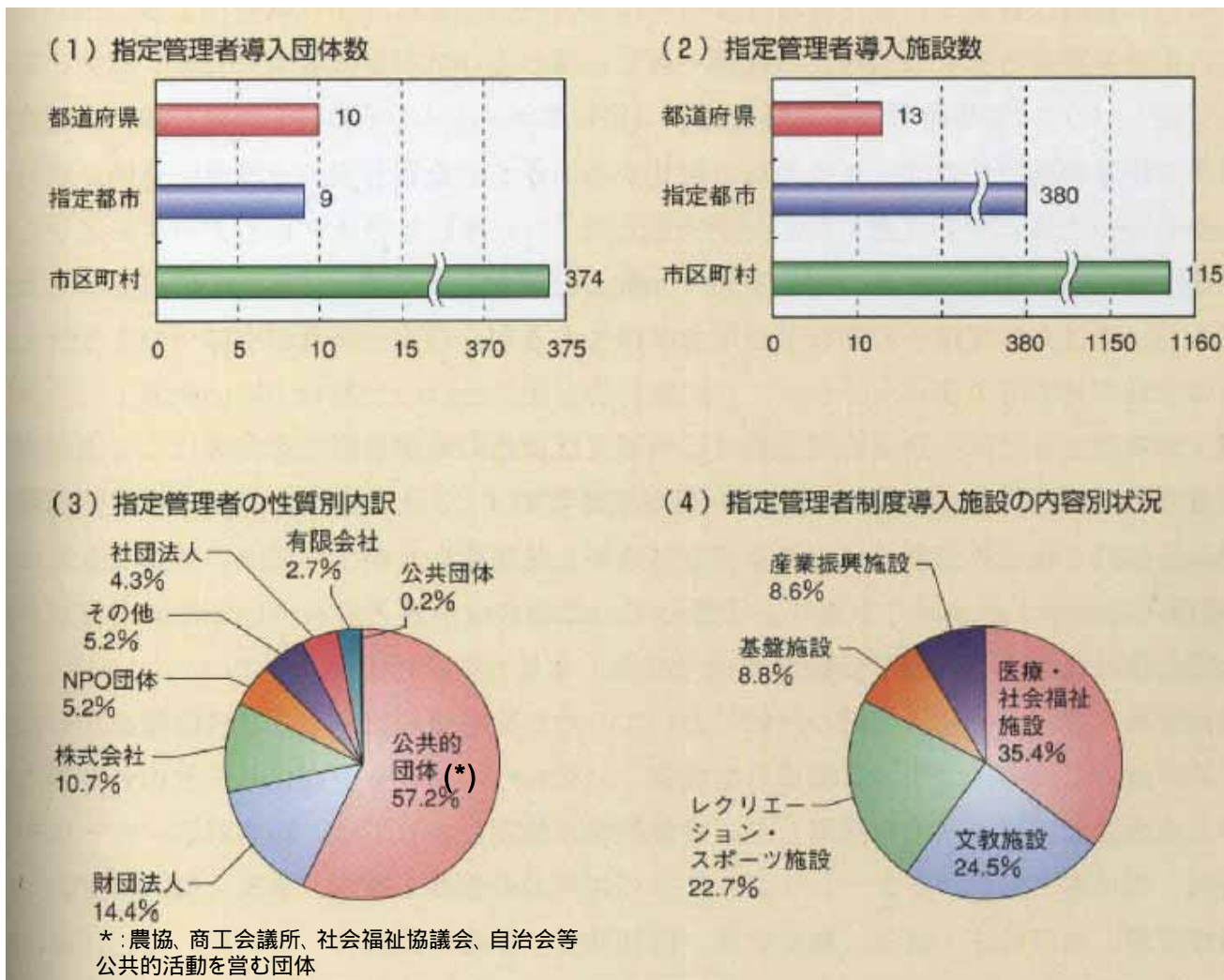
### 協力的なきっかけづくり(コマツユニオン)

一度参加すると活動が定着するケースが多いので、当初は半強制的にでも参加を促し、その後の自発性に委ねる。

(出典) 三井情報開発株式会社総合研究所「平成15年度文部科学省委託調査 奉仕活動・体験活動の推進方策に関する調査研究 ボランティア活動を推進する社会的機運醸成に関する調査研究報告書」より国土交通省国土計画局作成

# 指定管理者制度の導入状況

地方公共団体においては、より包括的に公の施設の管理を外部に行わせる指定管理者制度(地方自治法の改正により平成15年に創設)の導入が進んでいる。



(出典)平成17年7月 経済財政白書(内閣府)より

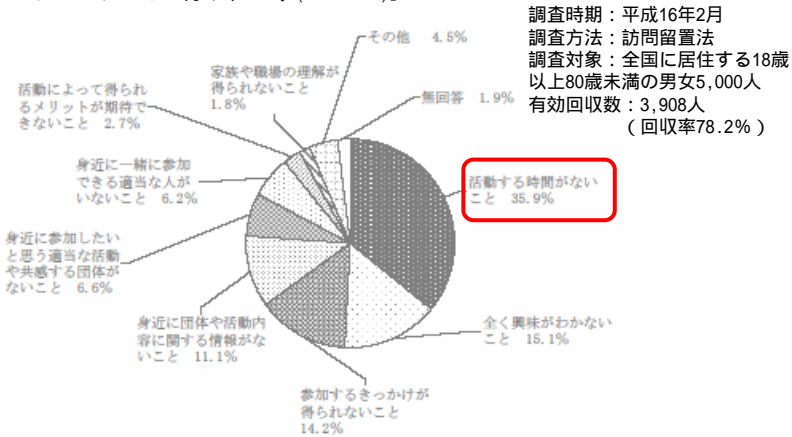
自立地域社会専門委員会懇親会資料(H17.10.13)を一部修正し再掲

# 仕事と地域活動の関係

「活動時間がないという」理由で地域活動へ参加できない人が多い。  
 単発型や参加頻度の多くないボランティア活動に一定のニーズがある。  
 通勤時間や就業時間が長くなるとボランティアの行動者率が下がる傾向にある。

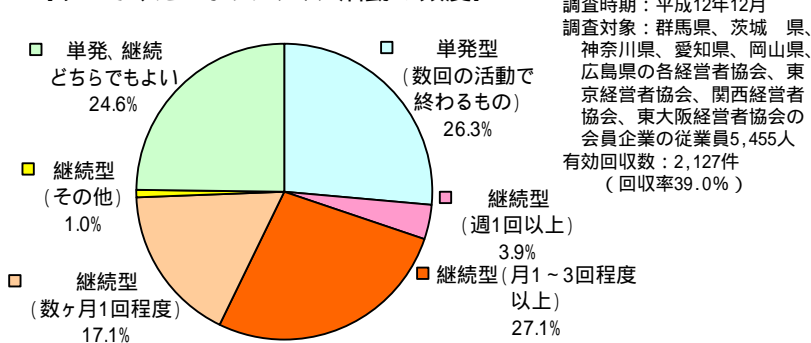
## 【ボランティア活動へ参加しない理由】

「NPOやボランティア、地域での活動に参加する際に苦勞すること、または参加できない要因となることはどんなことですか。あなたにとってあてはまるもの1つにお付け下さい。(1は1つ)」



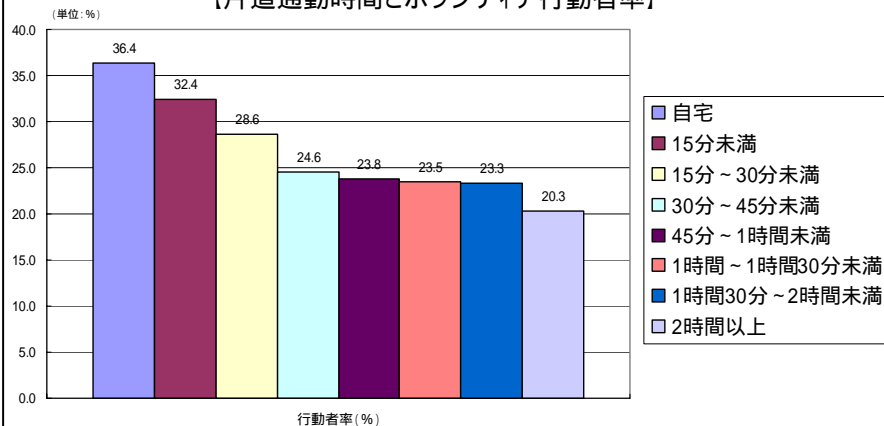
(資料)内閣府「国民生活選好度調査」(平成15年)

## 【やってみたいボランティア活動の頻度】

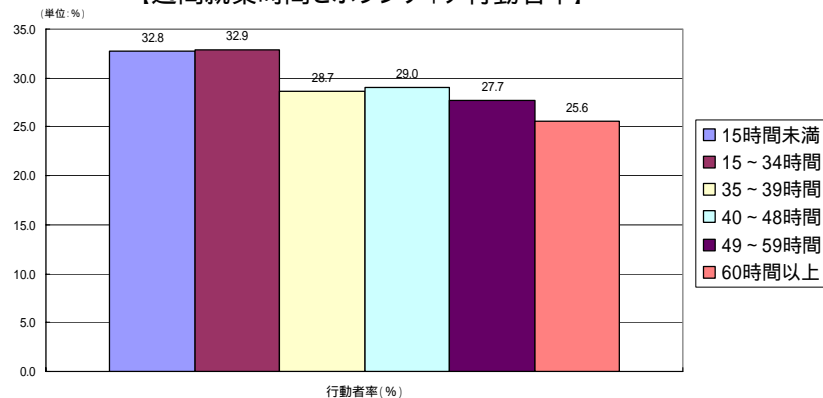


(出典)日経連マルチライフ支援センター・東京経営者協会「企業および勤労者のボランティア活動に関する調査」(平成13年3月)をもとに国土交通省国土計画局作成

## 【片道通勤時間とボランティア行動者率】



## 【週間就業時間とボランティア行動者率】



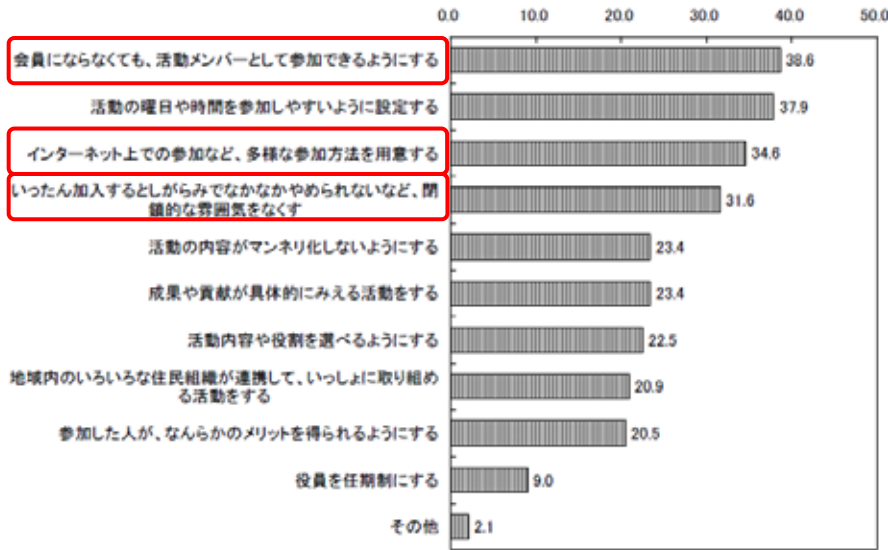
調査時期：平成13年10月  
 調査対象：総務大臣が指定した平成7年国勢調査区の中から選定された世帯に居住する世帯員  
 調査方法：訪問留置法

(出典)総務省「社会生活基本調査」(平成13年)をもとに国土交通省国土計画局作成

# 地縁型コミュニティへの緩やかな参加

会員にならなくても参加できるようにする、インターネットの参加方法を用意するなど緩やかな参加形態を求めている。自治会活動への参加に伴う地域住民の負担軽減を支援するNPO法人がある。

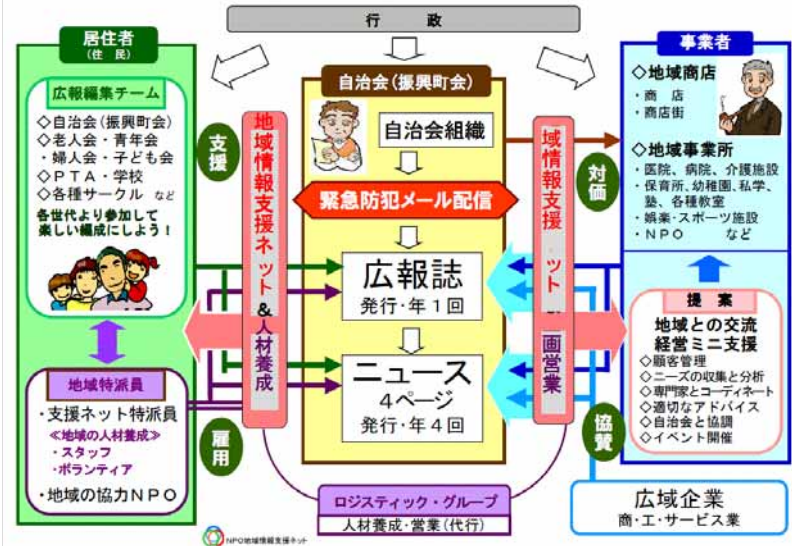
## 【地域での活動をさらに参加しやすくするために必要なもの】



調査時期：平成17年2月 調査方法：インターネット調査  
調査対象：首都圏在住の20歳以上の男女約2,000人 有効回収数：2,017件

(資料)国土交通省「大都市圏におけるコミュニティの再生・創出に関する調査」(平成17年3月)

## 【NPO法人 地域情報支援ネット(大阪府東大阪市)】 ～自治会活動等を積極的に支援するNPO



## 《活動概要》

自治会活動の活発化と地域の活性化を促進するため地域活動を支援。

主に NPOスタッフが地域特派員となり自治会広報誌等を企画・発行支援 防犯メールシステムを提供して地域の防犯活動を支援 交流イベントを企画・主催して地域活性化を支援、を実施。(番号は上図に対応)

活動の趣旨・内容に地域も賛同しており、地元の11企業に加え、町内会・自治会6団体、地区社会協議会1団体、その他1団体が会員として当NPO法人へ参加。

(出典) 地域情報ネットHP (<http://www.aun.ac/>) をもとに国土交通省国土計画局作成

## 【電子町内会(岡山市)】～電子町内会活用した地域活動への参加

岡山市がサイトの立上げを支援。1,578単位町内会のうち200以上の電子町内会が立ち上がっている。

芳田連合町内会では、2,300世帯のうち99世帯が加入。月50件程度の書き込みがあり、住民同士の付き合いが活発化した。牟佐町内会では、掲示板への書き込みで現地の課題を解決(通行の支障となったいた木を伐採)するなど現実の地域活動に貢献する例が見られる。

(出典)Wisdom H P (<http://www.blwisdom.com/>) , 日本経済新聞社 H P (<http://www.nikkei.co.jp/>) をもとに国土交通省国土計画局作成



# ボランティア活動への企業支援

ボランティア活動に対する支援・助成制度がある企業は少ない。  
大企業では、ボランティア休暇制度を有する企業の割合が増加しつつある。

【ボランティア活動に対する  
支援・援助制度がある企業の割合】

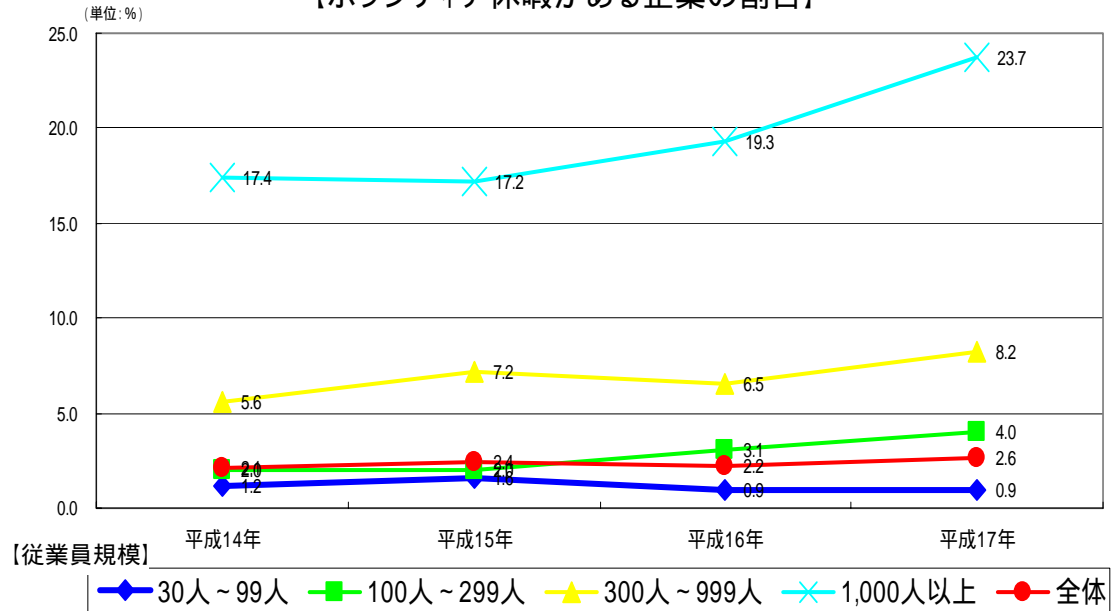
		平成17年	平成11年
ボランティア活動に対する支援・援助制度がある企業		6.1	4.2
内 訳 (複数回答)	休暇の付与	3.2	2.2
	情報提供	0.8	0.9
	金銭的支援	0.8	0.8
	勤務時間内の活動許可(*)	2.2	-
	時間外労働(残業)の制限(*)	0.4	-
	考課や人事異動での評価の対象(*)	0.2	-
	表彰制度(*)	0.4	-
	斡旋・その他(*)	0.5 (3.7)	1.2

\*:平成11年調査は、(\*)を一括して「斡旋・その他」としている。参考として、平成17年における(\*)の割合の総和を( )に示している。複数回答であるため、両値の単純な比較はできない。

調査対象:全国にある従業員30人以上の民間企業約5,300社を無作為抽出  
調査方法:訪問留置法  
平成11年、平成17年とも同じ

(出典)厚生労働省「就労条件総合調査」(平成17年)、  
労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(平成11年)を  
もとに国土交通省国土計画局作成

【ボランティア休暇がある企業の割合】



調査対象:全国にある従業員30人以上の民間企業約5,300社を無作為抽出  
調査方法:訪問留置法

(出典)厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに国土交通省国土計画局作成

# 地域経営システムの基盤形成とICT利用環境の整備

地域経営システム構築の基盤となる地域における情報公開・共有、担い手間の信頼感や規範の醸成等を推進するために、ICTの様々な活用方法が検討されている。

## 地域ポータルサイトによる情報共有(藤沢市)

### 【目的】

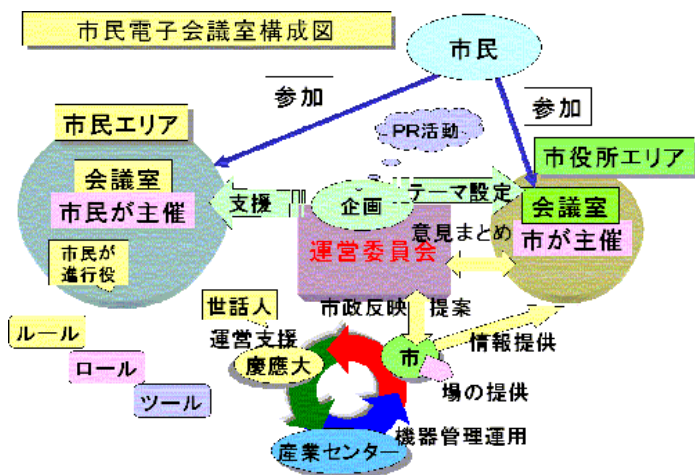
藤沢市では、「市民電子会議室」や「ふじさわ電縁マップ」をメイン・コンテンツとする地域ポータルサイト「えのしま・ふじさわポータルサイト」を設置し、行政への市民参加とネットワーク上のコミュニティ形成を推進することにより、市民と行政の協働による「共生的自治」の実現を目指している。

### 【概要】

「えのしま・ふじさわポータルサイト」は、地域に関するあらゆる情報を集積し、各コンテンツへの参加を誘導する機能を担っている。

「市民電子会議室」は、地域や市政の課題について、市民同士や市民と行政との間での意見・情報交換を通じて解決方法を導き出す場として、市民公募で選出された運営委員会による運営が行われている。

また、「ふじさわ電縁マップ」は、「市民電子会議室」とも連携し、地域に関する情報をGIS(地理情報システム)を用いて地図上に蓄積、表示する機能により、市民相互の意見・情報交換を一層円滑にすることに寄与している。



(出典) 藤沢市ホームページ (<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>) 及び「えのしま・ふじさわポータルサイト」(<http://e-comm.cityfujisawa.ne.jp/>) をもとに国土交通省国土計画局作成

# 住民による資金面での支援制度（市川市1%支援制度）

市民（納税者）の選択により市民税額の一部がボランティア団体、NPOなどに補助金として支給される仕組み。

「市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例」（1%条例）（千葉県市川市）

## 【目的】

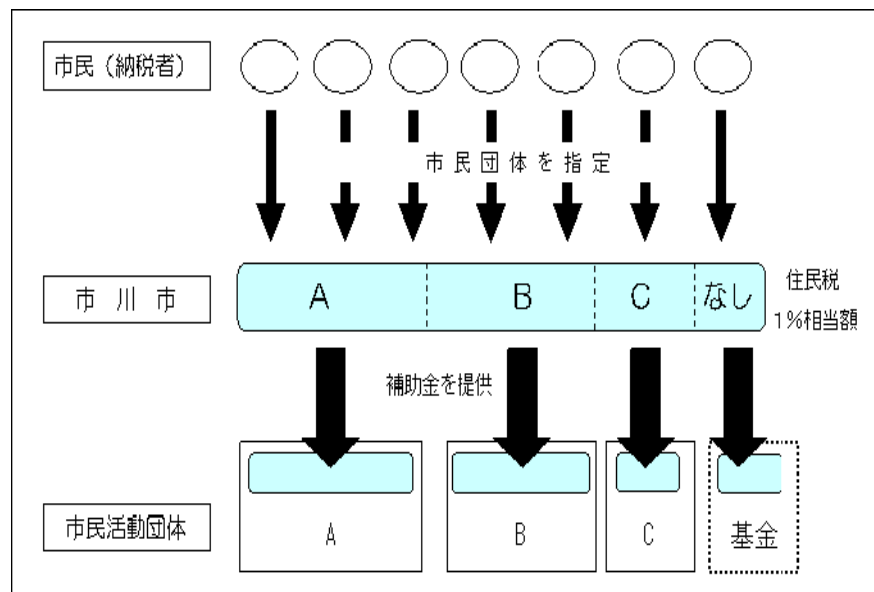
市民が自ら支援したい団体を選択できることにより、納税に対する意欲を高めるとともに、市民活動団体の活動の支援及び促進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的としている。

## 【概要】

本条例は2004年に公布された。税納税者（個人）は、支援希望1団体を選択し、市民税額の1%相当額（団体事業費1/2が上限）を補助金として当該団体に支給される。希望団体が無い場合は、団体支援の基金への積み立ても可能となっている。

団体への補助金の支給初年度である2005年度は、81団体に対して総額約1,000万円が交付された。

## 《住民の選択可能性を担保する仕組み》

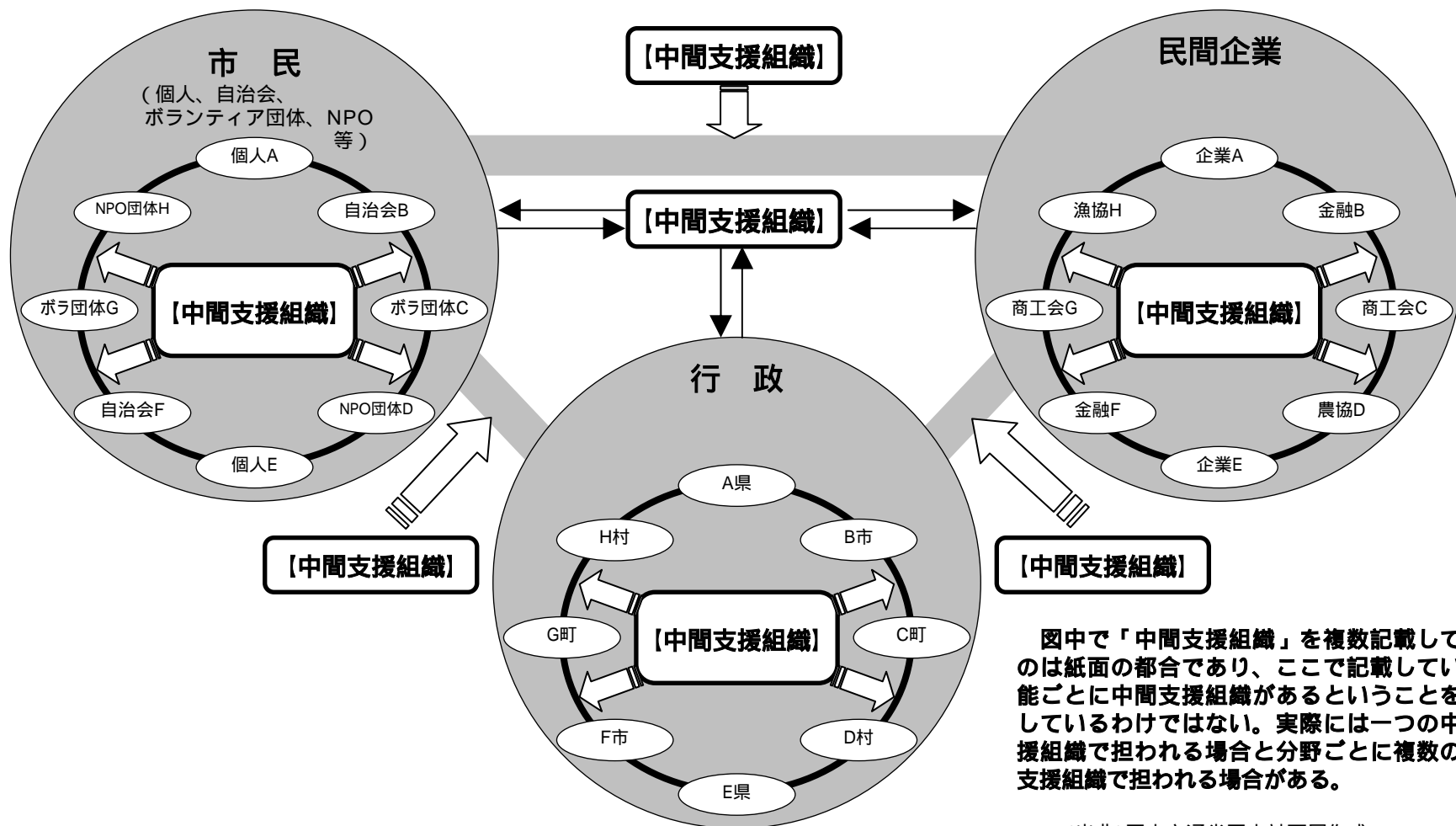


## 【補助金の支給先の例】

視覚障害者福祉会  
育児サークル  
ボランティア協会 等

# 中間支援組織のイメージ

市民、民間企業、行政いずれの主体からも独立した組織。  
多様な民間主体の活動を一定の目的へ総合化し、各主体同士や各主体と行政の間の相互理解の促進などを行う。



図中で「中間支援組織」を複数記載しているのは紙面の都合であり、ここで記載している機能ごとに中間支援組織があるということを意味しているわけではない。実際には一つの中間支援組織で担われる場合と分野ごとに複数の中間支援組織で担われる場合がある。

# 中間支援組織の活動例(世田谷まちづくりセンター(東京都世田谷区))

## 【設立の背景】

東京都世田谷区は、昭和57年に全国に先駆けて、区民のまちづくりの権利と責任を規定した「世田谷区まちづくり条例」を制定し、子供の遊び場づくり、防災まちづくりなど住民参加による活動を実践。

世田谷まちづくりセンターは、区民・企業・行政が互いに触発し、学び合い、協働して進めるパートナーシップ型まちづくりの推進を目的に1992年4月1日に設置(\*)。

全国に先駆けて住民参画型「世田谷まちづくりファンド」を設立し、ファンドと連携をとりながら区民のまちづくり活動に対して技術面やコーディネート面でサポートする等まちづくりへの多面的支援を実施。

\*:当初は 世田谷都市整備公社内に設置されたが、財団の統合に伴って、2006年4月1日から 世田谷トラストまちづくり内で運営。

## 【事業概要】

1. 区民主体のまちづくり活動支援  
まちづくりに関する相談・アドバイス/専門家・人材の紹介/ まちづくりファンドによる財政支援
2. まちづくり情報の収集と発信  
まちづくり文庫/まちづくり情報コーナー/情報誌発行
3. まちづくり学習機会の提供
4. 参加・協働のまちづくり事業の支援  
地区、学校と連携したワークショップ/企業と連携したまちづくりコンクール
5. 地域共生のいえづくり  
土地建物所有者と連携したまちの拠点づくり
6. 街づくり専門家派遣の支援  
区の街づくり専門家派遣業務を受託
7. まちづくりの調査研究

## 【世田谷まちづくりセンターの事業の枠組み】

